

大阪市地域集会施設設置・解体撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、地域集会施設の設置及び解体撤去に要する経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 校区等地域
おおむね小学校区の範囲を基本とする地域をいう。
- (2) 地域住民団体
校区等地域において、住民の多数の同意に基づき組織されたと市長が認めた団体をいう。
- (3) 地域集会施設
校区等地域における、地域活動や地域運営の拠点として、別表1に掲げる施設及びこの要綱に基づいて設置した施設をいう。
- (4) 設置
施設を新築又は購入することをいう。
- (5) 増床
施設の延面積を増やすことをいう。
- (6) 解体撤去
施設を取りこわし、除却することをいう。
- (7) 建替
施設の利用を廃止したうえで、施設を解体撤去し又は所有者に返還するとともに、別途施設を設置することをいう。
- (8) 構造耐力上主要な部分
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する部分をいう。
- (9) 施設の入替
別表1に掲げる地域集会施設に代わり、新たに別の施設を、校区等地域における、地域活動や地域運営の拠点として利用するための施設として、市長が別に定める基準に基づき認定することをいう。

(補助金の交付)

第3条 地域住民団体が、地域集会施設を設置又は増床するときは、この要綱の定めるところにより、当該地域住民団体に対して設置補助金を交付する。

2 地域住民団体が、地域集会施設を解体撤去するときは、この要綱の定めるところにより、当該地域住民団体に対して解体撤去補助金を交付する。

(補助基準)

第4条 設置補助金の交付対象となる地域集会施設は、次の各号に掲げる基準に適合するものとし、毎年度予算の範囲内において決定する。

- (1) 地域住民団体によって設置、管理・運営され、当該地域住民が行う各種集会等の用に供される多目的な施設であること。
- (2) 事業実施にあたり、校区等地域における住民の多数の同意があること。
- (3) 建物を新設する場合は必要な土地が確保されていること。
- (4) 建物を購入する場合又は建物の一部（マンションやビルの一室）を購入する場合は、建物を新築するよりも効率的であると認められること。ただし、建物の一部（マンションやビルの一室）を購入する場合は、地域住民団体が法人格を保有しており、建物の区分所有登記を行うこと。

- (5) 建物を増床する場合は、別表4に掲げる施設であること。
 - (6) 交付対象となる事業の終了後10年間は、施設の設置及び利用の目的を変更しないこと。
 - (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に適合するものであること。
 - (8) この要綱による補助金とは別に、本市の他の補助金が交付される施設でないこと。
- 2 建替の場合は、前項第1号から第4号、第6号から第8号に加え、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。
- (1) 別表1に掲げる施設を建て替えるものであること。
 - (2) この補助金の交付を受けたい年度の4月1日時点で、耐用年数（別表2に掲げる年数。以下、この要綱において同じ。）の全部を経過した施設であること。ただし、次に掲げるいずれかの施設に該当する施設はこの限りでない。
 - ア 木造においては、平成12年5月31日以前に、非木造においては昭和56年5月31日以前に建築着工されたもの（以下「旧耐震施設」という。）であり、かつ令和10年3月31日までに、耐用年数の全部を経過するもの（建物の根幹部分が旧耐震施設であり、かつ令和10年3月31日までに、当該根幹部分について耐用年数の全部を経過するものを含む。）
 - イ 令和10年3月31日までに、耐用年数の全部を経過する施設であって、建物の構造耐力上主要な部分に維持管理上著しく支障がある施設で、市長が建替の合理性があると認めるもの（アに該当するものを除く。）
 - (3) 大阪市地域集会施設改修整備補助金交付要綱（平成2年7月1日施行）に基づく老朽化対策改修補助金又は耐震改修工事補助金の交付後10年を経過した施設若しくは段差改修等補助金の交付後5年を経過した施設、地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）改修整備補助金交付要綱（昭和63年6月1日施行。令和2年4月1日廃止）に基づく老朽化対策改修補助金又は耐震改修工事補助金の交付後10年を経過した施設若しくは地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）段差改修等整備補助金交付要綱（平成13年6月1日施行。令和2年4月1日廃止）に基づく段差改修等整備補助金の交付後5年を経過した施設であること。ただし、災害による損壊その他特別な事情により、当該施設を利用することが危険であると認められる場合は、この限りでない。
 - (4) 校区等地域内において、設置補助金の交付を受けて建て替えた施設が他にないこと。
 - (5) 施設の入替により、入替後の施設を建て替える場合で、かつ入替前の施設に設置補助金が交付されている場合、入替前の施設は、この補助金の交付を受けたい年度の4月1日時点で、耐用年数の全部を経過していること。ただし、設置補助により交付された補助金額に、施設の耐用年数に対する残存年数（耐用年数から経過年数を差し引いた年数。以下、この要綱において同じ。）の割合を乗じて得た額を市長に対して返還した場合、または入替前の施設が旧耐震施設であり、かつ令和10年3月31日までに、耐用年数の全部を経過するものである場合（建物の根幹部分が旧耐震施設であり、かつ令和10年3月31日までに、当該根幹部分について耐用年数の全部を経過するものである場合を含む。）はこの限りでない。
- 3 解体撤去の場合は、第1項第2号に加え、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。
- (1) 別表1に掲げる施設であること。
 - (2) 次のいずれかに該当する施設であること。
 - ア この補助金の交付を受けたい年度の4月1日時点において耐用年数の全部を経過している施設
 - イ 旧耐震施設（建物の根幹部分が旧耐震施設であるものを含む。）であって、設置補助金の交付を受けて建て替えるものでない施設
 - ウ 校区等地域内において、この補助金の交付を受けたい年度の4月1日時点で、別表2—2（大阪市公有財産台帳等処理要領「別表3 耐用年数表」に定める年数）に掲げる年数の全部を経過した施設であって、設置補助金の交付を受けて建て替えるものでない施設（旧耐震施設（建物の根幹部分が旧耐震施設であるものを含む。）を除く。）
 - (3) 大阪市地域集会施設改修整備補助金交付要綱（平成2年7月1日施行）に基づく老朽化対策改修補助金又は耐震改修工事補助金の交付後10年を経過した施設若しくは段差改修等補助金の交付後5年を経過した施設、地域高齢者活動拠点施設（老人憩の家）改修整備補助金交付要綱（昭和63年6

月1日施行。令和2年4月1日廃止)に基づく老朽化対策改修補助金又は耐震改修工事補助金の交付後10年を経過した施設若しくは地域高齢者活動拠点施設(老人憩の家)段差改修等整備補助金交付要綱(平成13年6月1日施行。令和2年4月1日廃止)に基づく段差改修等整備補助金の交付後5年を経過した施設であること。ただし、災害による損壊その他特別な事情により、当該施設を利用することが危険であると認められる場合は、この限りでない。

- (4) 施設の入替により、入替後の施設を解体撤去する場合で、かつ入替前の施設に設置補助金が交付されている場合、入替前の施設は、この補助金の交付を受けたい年度の4月1日時点で、耐用年数の全部を経過していること。ただし、設置補助により交付された補助金額に、施設の耐用年数に対する残存年数の割合を乗じて得た額を市長に対して返還した場合、または入替前の施設が旧耐震施設であり、かつ令和10年3月31日までに、耐用年数の全部を経過するものである場合(建物の根幹部分が旧耐震施設であり、かつ令和10年3月31日までに、当該根幹部分について耐用年数の全部を経過するものである場合を含む。)はこの限りでない。

(事前協議)

第4条の2 前条第2項第2号ただし書きイに該当するとして補助金の交付の申請をしようとする地域住民団体は、第7条の規定による補助金の交付申請の前に、あらかじめ市長に申し出て、必要な協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 前項に規定する事前協議の申出を行おうとする地域住民団体は、事前協議申出書(別紙様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 国土交通省が定める基準(平成29年国土交通省告示第82号)に基づく既存住宅状況調査の報告書

(2) 建替をする場合の次の書類

ア 設置予定施設の概要が確認できる書類

イ 建替費用の概算が確認できる書類

(3) 改修をする場合の次の書類

ア 工事の内容及びその費用の概算が確認できる書類

イ 改修図面

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する事前協議申出書の提出があった場合は、当該事前協議申出書に係る地域集会施設の建替の合理性について、3名以上の外部の有識者に意見を求めるものとする。

4 市長は、前項の規定による意見を踏まえ、前条第2項第2号ただし書きイに該当する施設であると認めるかどうかを、事前協議結果通知書(別紙様式第2号)により、地域住民団体に対し通知する。

(設置補助金)

第5条 設置補助金は、地域集会施設の設置又は増床に要する経費及び初度調弁に要する経費に対する補助金とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、交付対象から除くものとする。

(1) 用地買収、借地、整地工事及び取りこわし工事に関する経費

(2) 建替にあたり、一時的に利用する仮施設に関する一切の経費

(3) 事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美・過大な設備等に関する経費

2 設置補助金の交付額は、交付の対象とする経費(ただし、初度調弁費は100万円を限度とする。)に相当する額(当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

3 前項の規定による限度額は、次の各号に定める額とする。

(1) 建替の場合(ただし次号に該当するものを除く。) 6,200万円

(2) 建替において、土地の形状等やむを得ない事情により、延面積が132平方メートル未満の施設を建設する場合 1施設あたり3,100万円(ただし地域内で2施設まで)

(3) 別表3に掲げる地域において、施設を設置する場合(ただし次号に該当するものを除く。) 6,200万円

(4) 別表3に掲げる地域において、土地の形状等やむを得ない事情により、延面積が132平方メートル未満の施設を建設する場合 1施設あたり3,100万円(ただし地域内で2施設まで)

(5) 別表4に掲げる地域において、同表中の施設を増床する場合又は別途施設を設置する場合 3,100万円

4 前項第2号の場合は、第4条第2項第4号中「設置補助金の交付を受けて建て替えた施設が他にないこと」とあるのは、「設置補助金をを受けて建て替えた施設が他に2施設以上ないこと」とする。

(解体撤去補助金)

第6条 解体撤去補助金は、地域集会施設の取りこわし及び整地に要する経費に対する補助金とする。ただし、建物内の残存物の撤去に関する経費は除く。

2 解体撤去補助金の交付額は、交付の対象とする経費に相当する額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前項の規定による限度額は、1,500万円とする。

(交付申請)

第7条 設置補助金及び解体撤去補助金の交付を申請しようとする地域住民団体は、工事を開始しようとする日の60日前までに（市長が認める特別の事由があると認めるときは、市長が指定する日までに）、補助金交付申請書（別紙様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事仕様書及び工事費目別内訳書
- (2) 比較見積書
- (3) 土地の所有及び利用に関する書類
- (4) 地域住民団体の規約・会員名簿
- (5) 地域住民団体財務状況申告書（別紙様式第4号）
- (6) 校区等地域の住民の多数の同意を示す書類
- (7) その他、市長が必要と認める書類

2 設置補助金の場合は、前項各号に掲げる書類に加え、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 初度調弁内訳書
- (2) 設計図（各室ごとに室名及び面積を表示した平面図、立面図並びに配置図）及び付近見取図

3 設置補助金の交付の対象となる事業が、購入である場合は、第1項第1号中「工事仕様書及び工事費目別内訳書」とあるのは、「購入見積書」、同第4号中「地域住民団体の規約・会員名簿」とあるのは「地域住民団体の規約・会員名簿及び法人格を有していることを証する登記事項証明書の写し」とする。

4 解体撤去補助金の場合は、第1項各号に掲げる書類に加え、「工事の対象となる施設の写真」を添えなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容等が適正であるかどうか並びに金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、当該申請に係る補助金を交付する旨の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（別紙様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、補助金不交付決定通知書（別紙様式第6号）により、補助金の交付の申請をした地域住民団体に通知するものとする。

3 第1項の規定は、交付の申請が到達してから60日以内に行うものとする。

(請書の提出)

第9条 補助金の交付の申請をした地域住民団体は、前条第2項の規定による交付決定通知書を受領し

た後、市長に対し、速やかに請書（別紙様式第7号）を提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 補助金の交付の申請をした地域住民団体は、第8条第2項の規定による交付決定通知書を受領した場合において、当該通知書の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、補助金交付申請取下書（別紙様式第8号）により申請の取下げをすることができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内とする。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業を行う地域住民団体（以下「補助事業者」という。）が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合。ただし、補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。

3 市長は、第1項により取消し又は変更をしたときは、速やかにその旨を理由を付して補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、第3項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

5 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第12条の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

（決定の取消しに伴う補助金の交付）

第12条 前条第1項の規定による決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

2 前項の補助金の限度額については、第8条第1項で決定した額を上回ることはいない。

3 第7条から前条までの規定は、第1項の規定による補助金の交付について準用する。

（補助事業等の適正な遂行）

第13条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第14条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（工事着工届）

第15条 補助事業者は、速やかに工事請負契約を締結するものとし、工事を開始しようとするときは、工事着工届（別紙様式第11号）に工事請負契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（工事変更等）

第16条 補助事業者は、工事の内容等を変更、中止又は廃止しようとするときは、予め工事変更等承認申請書（別紙様式第12号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に定める申請があったとき、市長は、速やかに承認又は不承認の決定をし、工事変更等承認（不承認）決定通知書（別紙様式第13号）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書（別紙様式第14号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事仕様書及び工事費目別内訳書

(2) 工事請負契約書の写し

(3) 工事請負業者からの請求書

(4) 第19条第1項ただし書における補助金の概算払による交付を受けた場合、補助事業に関する収支決算書

3 設置補助金の場合、前項各号に掲げる書類に加え、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 初度調弁費内訳書

(2) 工事完了を確認する検査証の写し

(3) 建物平面図（延面積を明記したもの）及び立面図

(4) 建物の主要部分の写真

4 設置補助金の交付の対象となる事業が、購入である場合は、第2項第1号中「工事仕様書及び工事費目別内訳書」とあるのは「購入内訳書」、同第2号中「工事請負契約書」とあるのは「建物売買契約書」、同第3号中「工事請負業者」とあるのは「建物売却業者」、第3項第2号中「工事完了を確認する検査証の写し」とあるのは「建物を所有していることを証する登記事項証明書の写し」とする。

5 解体撤去補助金の場合、第2項各号に掲げる書類に加え、「工事完了後の土地の写真」を添えなければならない。ただし、設置補助金の交付対象となる事業及び解体撤去補助金の交付対象となる事業を一の事業として実施する場合は、この限りでない。

6 設置補助金の交付対象となる事業及び解体撤去補助金の交付対象となる事業を一の事業として実施する場合には、第1項中「補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたとき」とあるのは、「設置補助金の交付の対象となる事業及び解体撤去補助金の交付の対象となる事業のいずれも完了したとき、又はいずれかの事業で補助事業の廃止の承認を受けたとき」とする。

（補助金の確定等）

第18条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書を受領したときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に対し、補助金交付確定通知書（別紙様式第15号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第19条 市長は、前条の規定による交付確定通知後、補助事業者から補助金請求書（別紙様式第17号）により補助金の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。ただし、市長は、第8条第1項に規定する補助金の交付の決定後、補助事業者の

請求を受けて、補助事業の完了前に、その全部又は一部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別紙様式第9号）に概算払申出書（別紙様式第10号）を添付して市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求を受けたとき、概算払の必要性を精査し、必要かつ相当と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（概算払による補助金の精算）

第20条 前条第1項ただし書の規定に基づき、補助金の全部又は一部を概算払により交付した場合において、補助事業者は第18条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに地域集会施設設置・解体撤去補助金概算払精算書（別紙様式第16号。以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業が行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

- 2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、第8条第2項又は第16条第2項により通知された金額と第18条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。
- 4 市長は、第1項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には、補助事業者あて通知しなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から20日以内に、剰余金を市長が交付する納付書により戻入し、又は速やかに不足額に係る請求をしなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（支払報告）

第21条 補助事業者は、補助金交付後速やかに、当該工事又は建物の購入に要した経費の支払を行い、次の各号に掲げる書類を添えて支払報告書（別紙様式第18号）を市長に提出しなければならない。なお、第2号に掲げる書類は、最終の支払報告時にのみ、提出するものとする。

- (1) 支払領収書の写し
- (2) 施設の運営に関する規約・会員名簿

（決定の取消し）

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができ、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたことが明らかになったとき
 - (2) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき
 - (3) 補助金を他の用途へ使用するなど不適切な会計処理をしたとき
 - (4) 法令又は公序良俗に反する活動を行ったとき
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、地域集会施設設置補助金交付決定取消通知書（別紙様式第19号）により、補助事業者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第23条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する財産の処分をした場合は、交付された補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、特別の事情により市長がやむをえないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 施設を設置本来の目的以外の目的に供するものとした場合
- (2) 施設を第三者に長期間貸与したり、譲渡した場合

- (3) 施設に質権又は抵当権その他施設としての目的を阻害するおそれのある権利を設定した場合
- 2 前項の規定により返還する額については、補助額に、施設の耐用年数に対する残存年数又は貸付年数（耐用年数内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額とする。ただし、交付決定された事業の終了後10年間は、交付された補助金の全部とする。
 - 3 設置補助金が交付されている施設と本市以外の者が所有する施設との間で施設の入替を行った場合は、第1項但書の特別の事情があるものとする。
 - 4 第1項に規定する対象となる財産が施設の入替後の地域集会施設である場合における第2項の適用については、これらの規定中「施設」とあるのは「入替前の施設」とする。

(関係書類の整備)

第24条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第18条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

- 第25条 市長は、補助事業に係る事業計画書並びに実績報告に関する関係書類について、原則として公表するものとする。
- 2 補助事業者は、自主的に公表するよう努めるものとする。

(本市が工事を実施する場合の特例)

- 第26条 地域集会施設が本市の建物の一部であることその他特別の事由により当該地域集会施設に係る第6条第1項に掲げる事業を本市が本市の建物部分と併せて実施する場合における第7条の規定の適用については、同条第1項中「事業に着手する日の60日前（市長が特別の事由があると認めるときは、市長が指定する日）」とあるのは「市長が指定する日」とし、同条第1項第1号から第3号、第4項の規定は、適用しない。
- 2 前項に規定する場合には、第11条、第12条及び第15条から第18条までの規定は、適用しない。
 - 3 第1項に規定する場合における第14条、第21条及び第22条の規定の適用については、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「補助金の交付の申請をした地域住民団体」とする。
 - 4 第1項に規定する場合における第19条の規定の適用については、同条第1項中「前条の規定による補助金交付確定通知後」とあるのは「第8条2項の規定による交付決定通知後」とし、「様式第17号」とあるのは「様式第17号の2」とする。
 - 5 第1項に規定する場合における第24条の規定の適用については、同条中「補助事業者」とあるのは「補助金の交付の申請をした地域住民団体」とし、「第18条の通知を受けた日」とあるのは「第8条第2項の規定による交付決定通知書を受領した日」とする。

(施行の細目)

第27条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和2年6月29日から施行する。

この改正による第22条第2項の規定は、改正後に第8条の規定により交付を決定した施設に対して適用する。

附 則

この改正規定は、令和2年12月1日から施行する。ただし、令和2年11月30日までに申請があったものについては、この改正前の要綱の規定を適用する。

附 則

この改正規定は、令和3年3月31日から施行する。ただし、令和3年3月30日までに申請があったものについては、この改正前の要綱の規定を適用する。

附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年3月31日までに申請があったものについては、この改正前の要綱の規定を適用する。

附 則

この改正規定は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年12月12日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。ただし、令和8年3月31日までに申請があったものについては、この改正前の要綱の規定を適用する。

別表1 地域集会施設（空欄は施設が存在しないことを表す）

地域名	施設名称	所在地
北区 滝川	滝川公園地域集会所・老人憩の家	北区天満4-7-20
北区 堀川	堀川老人憩の家・堀川会館	北区同心2-8-7
北区 堀川	堀川地域集会所	北区同心1-5-27
北区 西天満	西天満地域福祉センター	北区西天満3-12-19
北区 菅南		
北区 梅田東		
北区 北天満	扇町老人憩の家	北区山崎町5-22
北区 北天満	北天満会館	北区山崎町5-21
北区 済美	済美福祉センター地域集会所・老人憩の家	北区中崎西1-6-8
北区 菅北	菅北福祉会館地域集会所・老人憩の家	北区池田町1-50
北区 曾根崎		
北区 北野	北野老人憩の家	北区神山町15-12
北区 堂島	堂島地域集会所・堂島・中之島老人憩の家	北区堂島2-2-26
北区 豊仁	豊仁地域集会所・老人憩の家	北区長柄中3-4-2
北区 豊崎東	豊崎東会館	北区長柄西1-1-39
北区 本庄	本庄地域集会所・老人憩の家	北区本庄東2-4-39
北区 豊崎	豊崎福祉会館	北区豊崎7-1-18
北区 豊崎	豊崎会館	北区豊崎4-7-1
北区 中津	中津南老人憩の家	北区中津7-8-6
北区 中津	中津福祉会館地域集会所・老人憩の家	北区中津3-4-37
北区 大淀東	大淀老人憩の家	北区大淀中3-12-8
北区 大淀東	大淀福祉会館地域集会所	北区大淀中3-12-8
北区 大淀西		
北区 中之島		
都島区 桜宮	桜宮福祉会館・老人憩の家	都島区東野田町1-10-15
都島区 中野	中野福祉会館・老人憩の家	都島区中野町3-4-24
都島区 東都島	東都島福祉会館	都島区都島本通4-6-7
都島区 東都島	東都島老人憩の家	都島区都島本通4-10-11
都島区 西都島	西都島福祉会館・老人憩の家	都島区都島本通2-13-53
都島区 内代	内代福祉会館・老人憩の家	都島区内代町2-2-36
都島区 高倉	高倉老人憩の家	都島区御幸町2-5-25
都島区 高倉	みゆきコミュニティホール	都島区御幸町2-6-20
都島区 友渕	友渕福祉会館・老人憩の家	都島区友渕町1-3-110
都島区 淀川	淀川福祉会館	都島区毛馬町2-11-44
都島区 淀川	淀川地域老人憩の家	都島区毛馬町2-11-44
都島区 大東	大東福祉会館・老人憩の家	都島区大東町2-19-16
福島区 上福島	上福島コミュニティセンター	福島区福島8-12-7

地域名	施設名称	所在地
福島区 福島	福島コミュニティセンター	福島区福島 5-17-23
福島区 玉川	玉川コミュニティセンター	福島区玉川 4-5-17
福島区 野田	野田コミュニティセンター	福島区野田 5-9-8
福島区 吉野	吉野コミュニティセンター	福島区吉野 4-3-21
福島区 新家	新家コミュニティセンター	福島区吉野 4-12-36
福島区 大開	大開集会所	福島区大開 1-19-40
福島区 鷺洲	鷺洲コミュニティセンター	福島区鷺洲 2-4-14
福島区 海老江東	海老江東コミュニティセンター	福島区海老江 1-5-20
福島区 海老江西	海老江西コミュニティセンター	福島区海老江 6-6-19
此花区 西九条	西九条福祉会館憩の家	此花区西九条 1-3-16
此花区 西九条	西九条振興会館	此花区西九条 6-1-18
此花区 四貫島	四貫島連合集会場	此花区四貫島 2-26-13
此花区 四貫島	四貫島憩の家	此花区四貫島 2-26-17
此花区 梅香	梅香連合集会所	此花区梅香 2-1-4
此花区 梅香	梅香憩の家	此花区梅香 3-21-13
此花区 春日出	春日出南憩の家（小学校区は梅香）	此花区春日出南 1-5-8
此花区 春日出	此花公園集会所	此花区春日出北 1-5-14
此花区 高見	高見集会所	此花区高見 1-4-46
此花区 高見	高見公民館	此花区高見 3-2-16
此花区 伝法	伝法コミュニティ集会所	此花区伝法 4-4-30
此花区 伝法	伝法連合第2集会所	此花区伝法 3-2-16
此花区 恩貴島	春日出中憩の家	此花区春日出中 1-26-4
此花区 恩貴島	恩貴島集会所	此花区春日出中 2-18-19
此花区 西島	西島憩の家	此花区西島 1-15-1
此花区 島屋	島屋憩の家	此花区西島 6-5-19
此花区 島屋	島屋第2憩の家	此花区島屋 3-7-2
此花区 桜島	桜島集会所	此花区桜島 3-4-102
中央区 愛日	愛日会館	中央区本町 4-7-11
中央区 集英		
中央区 汎愛	開平校下東地域会館	中央区本町 1-4-5
中央区 浪華	船場浪華会館	中央区北久宝寺町 1-6-9
中央区 北大江		
中央区 中大江	中大江校下センター	中央区糸屋町 2-2-16
中央区 南大江	南大江会館	中央区農人橋 1-4-21
中央区 玉造	たまつくり会館	中央区玉造 1-11-13
中央区 桃園	桃園会館	中央区谷町 6-5-30
中央区 桃谷	桃谷会館	中央区上本町西 2-5-25
中央区 東平	東平会館	中央区上本町西 5-1-38

地域名	施設名称	所在地
中央区 金甌	金甌会館	中央区高津 1 - 1 - 61
中央区 渥美	南船場会館	中央区南船場 3 - 7 - 12
中央区 芦池		
中央区 御津	御津会館	中央区西心斎橋 2 - 9 - 15
中央区 大宝	大宝連合会館	中央区東心斎橋 1 - 14 - 15
中央区 道仁	道仁連合会館	中央区島之内 2 - 12 - 19
中央区 高津	高津連合会館	中央区高津 3 - 3 - 9
中央区 高津	高津老人憩の家	中央区高津 3 - 3 - 9
中央区 精華	精華会館	中央区難波 3 - 2 - 2
中央区 河原	河原会館	中央区難波千日前 5 - 25
西区 西船場	西船場会館・老人憩の家	西区京町堀 1 - 11 - 30
西区 江戸堀	江戸堀連合会館・老人憩の家	西区江戸堀 3 - 8 - 1
西区 靱	靱会館・老人憩の家	西区靱本町 1 - 9 - 25
西区 明治	明治会館・老人憩の家	西区立売堀 2 - 2 - 17
西区 広教	広教会館・老人憩の家	西区立売堀 4 - 6 - 14
西区 西六	西六福社会館・老人憩の家	西区新町 2 - 13 - 1
西区 堀江	堀江会館・老人憩の家	西区南堀江 1 - 13 - 23
西区 高台	高台連合会館・老人憩の家	西区南堀江 2 - 8 - 7
西区 日吉	日吉会館・老人憩の家	西区南堀江 4 - 22 - 8
西区 千代崎	千代崎会館・老人憩の家	西区千代崎 2 - 16 - 15
西区 本田	本田連合会館・老人憩の家	西区本田 3 - 5 - 14
西区 九条東	九条東会館・老人憩の家	西区九条 1 - 11 - 19
西区 九条南	九条南会館・老人憩の家	西区九条南 2 - 31 - 2
西区 九条北	九条北連合会館・老人憩の家	西区九条南 4 - 19 - 2
港区 波除	波除地区集会所	港区波除 5 - 1 - 6
港区 波除	波除会館	港区波除 4 - 3 - 4
港区 波除	市岡元町老人憩の家・集会所	港区市岡元町 2 - 2 - 12
港区 弁天	弁天会館・老人憩の家	港区弁天 1 - 4 - 14
港区 弁天	弁天老人憩の家	港区弁天 3 - 10 - 19
港区 磯路	磯路会館・老人憩の家	港区磯路 3 - 3 - 20
港区 南市岡	南市岡会館・老人憩の家	港区南市岡 2 - 7 - 18
港区 市岡	市岡会館・老人憩の家	港区市岡 1 - 6 - 31
港区 田中	田中会館・老人憩の家	港区田中 2 - 5 - 10
港区 田中	夕凧会館・老人憩の家	港区夕凧 2 - 18 - 44
港区 三先	三先老人憩の家	港区三先 1 - 14 - 9
港区 三先	三先会館	港区三先 1 - 14 - 9
港区 池島	池島いこいの家	港区池島 2 - 8 - 10
港区 八幡屋	八幡屋会館・老人憩の家	港区八幡屋 3 - 12 - 10

地域名	施設名称	所在地
港区 港晴	港晴会館・老人憩の家	港区港晴 1-5-18
港区 港晴	港晴東会館・老人憩の家	港区港晴 3-11-6
港区 築港	築港会館・老人憩の家	港区築港 2-4-24
大正区 三軒家西	三軒家西会館・老人憩の家	大正区三軒家西 1-7-5
大正区 三軒家東	三軒家東福祉会館・老人憩の家	大正区三軒家東 2-5-17
大正区 三軒家東	三軒家東第2福祉会館	大正区三軒家東 2-12-27
大正区 泉尾東	泉尾東福祉会館	大正区千島 2-2-8
大正区 泉尾北	泉尾北会館	大正区泉尾 2-13-20
大正区 中泉尾	アクティブ中泉尾会館	大正区泉尾 4-21-4
大正区 中泉尾	中泉尾老人憩の家	大正区泉尾 4-18-5
大正区 北恩加島	北恩加島会館・老人憩の家	大正区北村 1-15-11
大正区 北恩加島	北恩加島泉尾浜公園集会所	大正区泉尾 7-17-7
大正区 小林	小林公園集会所（小林会館）	大正区小林東 2-6-45
大正区 小林	小林老人憩の家	大正区小林西 2-6-7
大正区 平尾	平尾会館・老人憩の家	大正区平尾 2-23-2
大正区 平尾	平尾第2老人憩の家（沖縄会館）	大正区平尾 5-1-19
大正区 平尾	平尾公園会館	大正区平尾 2-22-15
大正区 南恩加島	南恩加島会館・老人憩の家	大正区南恩加島 2-7-17
大正区 南恩加島	南恩加島公園集会所	大正区南恩加島 1-13-38
大正区 鶴町	鶴町第2福祉会館・老人憩の家	大正区鶴町 3-2-16
大正区 鶴町	鶴町福祉会館老人憩の家	大正区鶴町 2-12-26
天王寺区 天王寺	天王寺連合会館・老人憩の家	天王寺区大道 4-7-17
天王寺区 大江	大江会館・老人憩の家	天王寺区六万休町 5-25
天王寺区 聖和	聖和会館・老人憩の家	天王寺区寺田町 1-5-9
天王寺区 五条	五条公園会館・老人憩の家	天王寺区烏ヶ辻 2-5-17
天王寺区 桃丘	桃丘会館	天王寺区上之宮町 4-46
天王寺区 生魂	生魂会館・老人憩の家	天王寺区上汐 3-5-26
天王寺区 桃陽	桃陽会館・老人憩の家	天王寺区筆ヶ崎町 2-35
天王寺区 味原	味原会館・老人憩の家	天王寺区小橋町 3-21
天王寺区 真田山	真田山公園会館	天王寺区真田山町 5-27
天王寺区 真田山	清水谷公園会館・老人憩の家	天王寺区清水谷町 16-35
浪速区 新世界	新世界会館	浪速区恵美須東 1-18-13
浪速区 新世界	新世界老人憩の家	浪速区恵美須東 2-1-4
浪速区 立葉	立葉連合集会所	浪速区桜川 4-13-10
浪速区 立葉	立葉地区老人会館憩の家	浪速区立葉 2-4-20
浪速区 幸町	幸町会館	浪速区幸町 3-1-25
浪速区 日東	日東老人憩の家	浪速区下寺 2-2-12
浪速区 日東	日東雲井橋会館	浪速区下寺 2-7-13

地域名	施設名称	所在地
浪速区 塩草	塩草連合西集会所	浪速区塩草 3-11-14
浪速区 塩草	塩草連合集会所・老人憩の家	浪速区塩草 1-4-3
浪速区 塩草	塩草連合稲荷会館老人憩の家	浪速区稲荷 1-5-15
浪速区 塩草	塩草連合北集会所	浪速区桜川 2-2-1
浪速区 浪速	浪速南公園集会所	浪速区浪速東 3-7-31
浪速区 大国	えびす会館・老人憩の家	浪速区戎本町 2-5-16
浪速区 大国	大国集会所	浪速区大国 3-10-22
浪速区 大国	戎本町コミュニティプラザ	浪速区戎本町 1-8-33
浪速区 恵美	恵美会館・老人憩の家	浪速区恵美須西 2-13-30
浪速区 難波元町	難波地域集会所・老人憩の家	浪速区難波中 1-14-15
浪速区 難波元町	元町地域集会所・老人憩の家	浪速区元町 3-9-16
浪速区 難波元町	難波元町西会館	浪速区元町 2-14-23
浪速区 日本橋	日本橋連合会館・老人憩の家	浪速区日本橋西 1-8-18
浪速区 敷津	高岸公園老人憩の家	浪速区敷津東 3-9-37
浪速区 敷津	勘助町会館	浪速区敷津西 1-8-15
浪速区 敷津	敷津連合会館・老人憩の家	浪速区敷津西 1-8-28
西淀川区 柏里	柏里会館	西淀川区柏里 3-17-10
西淀川区 柏里	柏花コミュニティ会館	西淀川区花川 2-10-5
西淀川区 野里	野里コミュニティ会館	西淀川区野里 2-11-6
西淀川区 野里	野里福祉会館	西淀川区野里 2-3-11
西淀川区 歌島	白鳥会館	西淀川区歌島 2-7-4
西淀川区 歌島	歌島コミュニティ会館	西淀川区歌島 1-19-12
西淀川区 香簀	香簀老人憩いの家・コミュニティ会館	西淀川区御幣島 3-7-20
西淀川区 竹島	竹島老人憩いの家・コミュニティ会館	西淀川区竹島 2-2-40
西淀川区 佃	佃会館老人憩いの家・コミュニティ会館	西淀川区佃 2-10-2
西淀川区 佃	佃第2会館老人憩いの家・コミュニティ会館	西淀川区佃 2-2-51
西淀川区 大和田	大和田福祉会館	西淀川区大和田 4-6-14
西淀川区 大和田	大和田会館	西淀川区大和田 3-6-28
西淀川区 千舟	千舟会館	西淀川区千舟 3-4-3
西淀川区 姫里	姫里老人憩いの家	西淀川区姫里 1-9-4
西淀川区 姫里	姫里コミュニティ会館	西淀川区姫里 2-14-20
西淀川区 姫島	姫島老人憩の家	西淀川区姫島 4-10-19
西淀川区 姫島	姫島会館	西淀川区姫島 4-2-12
西淀川区 姫島	姫島福祉会館	西淀川区姫島 4-14-20
西淀川区 福	福町会館	西淀川区福町 2-4-15
西淀川区 大野百島	寿会館	西淀川区百島 1-1-23
西淀川区 大野百島	大野百島コミュニティ会館	西淀川区大野 3-7-11
西淀川区 川北	川北老人憩の家	西淀川区中島 1-23-24

地域名	施設名称	所在地
西淀川区 川北	川北コミュニティ会館	西淀川区中島 1-9-26
西淀川区 出来島	出来島コミュニティ会館	西淀川区出来島 1-12-25
西淀川区 出来島	出来島会館	西淀川区出来島 1-11-5
淀川区 十三	十三福祉会館老人憩の家	淀川区十三東 5-1-23
淀川区 新北野	新北野福祉会館	淀川区新北野 2-10-23
淀川区 新北野	新北野連合会館	淀川区新北野 1-10-13
淀川区 神津	神津福祉会館	淀川区十三元今里 2-2-45
淀川区 塚本	塚本福祉会館	淀川区塚本 3-5-22
淀川区 田川	田川福祉会館	淀川区田川北 1-14-11
淀川区 田川	田川社会福祉会館	淀川区田川 2-2-26
淀川区 加島	加島・三津屋地区文化センター・老人憩の家	淀川区加島 1-57-20
淀川区 三津屋	三津屋会館	淀川区三津屋南 2-20-29
淀川区 野中	野中福祉会館老人憩の家	淀川区野中南 1-12-13
淀川区 新高	新高社会福祉会館	淀川区新高 4-10-16
淀川区 三国	三国社会福祉会館・老人憩の家	淀川区三国本町 3-30-6
淀川区 西三国	西三国社会福祉会館	淀川区西三国 1-21-1
淀川区 新東三国	新東三国社会福祉会館・老人憩の家	淀川区東三国 2-22-10
淀川区 東三国	東三国社会福祉会館・老人憩の家	淀川区東三国 6-12-11
淀川区 北中島	北中島社会福祉会館	淀川区東三国 1-20-6
淀川区 西中島	西中島社会福祉会館・老人憩の家	淀川区西中島 4-9-1
淀川区 木川南	木川南社会福祉会館・老人憩の家	淀川区木川東 1-4-9
淀川区 木川	木川憩の家	淀川区木川西 3-3-22
淀川区 宮原	宮原地域集会所・老人憩の家	淀川区三国本町 1-12-13
東淀川区 東井高野	東井高野地域憩の家	東淀川区井高野 3-3-77
東淀川区 東井高野	東井高野会館	東淀川区井高野 3-4-8
東淀川区 井高野	井高野福祉会館・老人憩の家	東淀川区北江口 2-4-8
東淀川区 井高野	井高野連合町会集会所	東淀川区北江口 3-236-13内
東淀川区 大隅東	大隅東会館・老人憩の家	東淀川区瑞光 4-5-5
東淀川区 大隅西	大隅西連合集会所	東淀川区瑞光 3-10-32
東淀川区 大隅西	大隅西会館	東淀川区瑞光 3-3-30
東淀川区 大桐	大桐地域福祉会館・老人憩の家	東淀川区大桐 3-8-18
東淀川区 大桐	大桐地域集会所・老人憩の家	東淀川区大桐 3-5-45
東淀川区 大道南	大道南会館・老人憩の家	東淀川区大道南 1-10-14
東淀川区 豊里南	豊里会館・老人憩の家	東淀川区豊里 5-27-16
東淀川区 豊里	豊里連合会館	東淀川区豊里 5-14-17
東淀川区 豊新	豊新憩の家	東淀川区豊新 4-18-9
東淀川区 豊新	豊新会館	東淀川区豊新 2-7-20
東淀川区 小松	相川福祉会館・老人憩の家	東淀川区相川 2-3-9

地域名	施設名称	所在地
東淀川区 小松	小松福祉会館・老人憩の家	東淀川区小松 4-15-7
東淀川区 新庄	新庄会館	東淀川区上新庄 2-24-26
東淀川区 新庄	新庄社福会館・老人憩の家	東淀川区上新庄 2-7-9
東淀川区 下新庄	下新庄西会館	東淀川区下新庄 4-19-2
東淀川区 下新庄	鳩ヶ瀬会館	東淀川区下新庄 1-12-12
東淀川区 下新庄	下新庄老人憩の家	東淀川区下新庄 5-3-1
東淀川区 下新庄	下新庄福祉会館	東淀川区下新庄 5-7-25
東淀川区 菅原	菅原会館	東淀川区菅原 2-4-7
東淀川区 菅原	菅原福祉文化センター老人憩の家	東淀川区菅原 7-15-1
東淀川区 菅原	菅原老人憩の家	東淀川区菅原 3-3-5
東淀川区 東淡路	東淡路会館	東淀川区東淡路 2-4-23
東淀川区 東淡路	東淡路町公園地域集会所・老人憩の家	東淀川区東淡路 4-24
東淀川区 淡路	淡路福祉会館	東淀川区淡路 5-4-12
東淀川区 淡路	引江集会所	東淀川区西淡路 4-229
東淀川区 西淡路	西淡路集会所	東淀川区西淡路 1-11-7
東淀川区 西淡路	西淡路連合第二福祉会館・老人憩の家	東淀川区淡路 3-1-17
東淀川区 西淡路	西淡路会館・老人憩いの家	東淀川区淡路 3-13-10
東淀川区 啓発	啓発社会福祉会館・老人憩の家	東淀川区東中島 5-6-1
東成区 東小橋	東小橋公園地域集会所・老人憩の家	東成区東小橋 2-1-30
東成区 大成	大成地域集会所・憩の家	東成区大今里西 2-15-1
東成区 今里	今里公民館	東成区大今里 3-2-16
東成区 中道	中道憩いの家	東成区東小橋 1-1-13
東成区 北中道	北中道老人憩の家	東成区中道 4-5-15
東成区 北中道	北中道地域集会所	東成区中道 4-4-26
東成区 中本	中本憩の家	東成区中本 4-5-8
東成区 中本	南中本公園地域集会所	東成区大今里西 1-10-2
東成区 東中本	東中本憩の家	東成区東中本 2-16-16
東成区 東中本	東中本公園地域集会所	東成区東中本 3-15-37
東成区 神路	神路憩の家	東成区大今里 4-9-16
東成区 神路	神路ふれあい会館	東成区大今里 2-35-5
東成区 深江	深江憩の家	東成区深江南 3-18-5
東成区 深江	南深江公園地域集会所	東成区深江南 2-9-34
東成区 片江	片江憩の家	東成区大今里南 5-1-8
東成区 片江	片江地域集会所	東成区大今里南 3-11-24
東成区 宝栄	宝栄会館	東成区深江北 1-5-23
生野区 北鶴橋	北鶴橋老人憩の家	生野区鶴橋 3-5-34
生野区 北鶴橋	北鶴橋振興会館・老人憩の家	生野区鶴橋 2-11-30
生野区 鶴橋	鶴橋会館・老人憩の家（桃谷公園集会所）	生野区桃谷 1-2-39

地域名	施設名称	所在地
生野区 鶴橋	猪飼野保存会社会福祉老人憩の家	生野区桃谷 3-18-32
生野区 御幸森	御幸森会館・老人憩の家	生野区桃谷 5-4-29
生野区 勝山	勝山会館・老人憩の家	生野区勝山南 1-4-4
生野区 東桃谷	東桃谷福祉会館・老人憩の家	生野区勝山北 3-4-32
生野区 舍利寺	舍利寺会館・老人憩の家	生野区勝山南 4-13-1
生野区 西生野	西生野会館・老人憩の家	生野区生野西 4-4-16
生野区 田島	田島会館・老人憩の家	生野区田島 4-20-3
生野区 生野	生野会館・老人憩の家	生野区生野東 3-10-31
生野区 生野南	生野南会館・老人憩の家	生野区林寺 6-2-6
生野区 林寺	林寺会館・老人憩の家	生野区林寺 2-16-3
生野区 中川	中川会館・老人憩の家	生野区中川 2-21-1
生野区 中川	中川西会館	生野区中川西 1-18-20
生野区 東中川	東中川会館・老人憩の家	生野区新今里 2-12-35
生野区 小路	小路会館・老人憩の家	生野区小路 2-23-8
生野区 東小路	東小路会館・老人憩の家	生野区小路東 3-7-20
生野区 北巽	北巽会館・老人憩の家	生野区巽北 2-4-16
生野区 巽東	巽東会館	生野区巽東 2-9-16
生野区 巽東	巽東連合振興会館・老人憩の家	生野区巽東 4-11-118
生野区 巽	巽会館・老人憩の家	生野区巽中 2-21-31
生野区 巽南	巽南会館	生野区巽南 1-15-29
旭区 清水	清水老人憩の家	旭区清水 2-9-20
旭区 清水	清水地域集会センター	旭区清水 3-15-20
旭区 新森	新森中央公園集会所	旭区新森 4-22-32
旭区 古市	古市会館地域集会所	旭区森小路 1-12-3
旭区 太子橋	太子橋中公園集会所	旭区太子橋 2-7-19
旭区 大宮	大宮北老人憩の家	旭区大宮 5-9-20
旭区 大宮	大宮集会所	旭区大宮 4-21-4
旭区 大宮	大宮会館	旭区大宮 1-1-7
旭区 中宮	江野公園中宮集会所	旭区中宮 2-18-23
旭区 中宮	中宮老人憩の家	旭区中宮 3-16-2
旭区 生江	生江コミュニティ会館	旭区生江 1-4-31
旭区 城北	城北憩いの家	旭区赤川 4-22-28
旭区 城北	城北集会所	旭区赤川 1-4-3
旭区 高殿	高殿会館地域集会所	旭区高殿 6-16-5
旭区 高殿南	高殿南地域集会所	旭区高殿 3-21-1
城東区 諏訪	永田福祉会館	城東区永田 4-14-21
城東区 諏訪	諏訪会館・憩の家	城東区諏訪 3-6-15
城東区 中浜	中浜憩いの家	城東区中浜 2-6-8

地域名	施設名称	所在地
城東区 中浜	中浜集会所	城東区中浜 1-6-13
城東区 森之宮	森之宮憩の家	城東区森之宮 2-8-101
城東区 森之宮	森之宮西憩の家	城東区森之宮 1-3-101
城東区 東中浜	東中浜公園集会所	城東区東中浜 5-3-30
城東区 城東	城東福祉会館・憩の家	城東区鳴野東 3-13-7
城東区 鳴野	鳴野憩いの家	城東区鳴野西 5-17-21
城東区 聖賢	聖賢会館	城東区今福西 3-1-9
城東区 今福	今福老人憩の家	城東区今福南 4-13-23
城東区 今福	今福会館	城東区今福南 2-17-24
城東区 放出	放出福祉会館・憩の家	城東区放出西 3-13-1
城東区 鯉江	鯉江公園集会所（憩の家）	城東区今福西 6-5-30
城東区 鯉江東	鯉江東憩いの家	城東区今福東 2-11-2
城東区 鯉江東	鯉江東会館	城東区今福東 1-4-30
城東区 関目	関目福祉会館・憩の家	城東区関目 6-11-3
城東区 関目	関目第2福祉会館	城東区関目 3-14-16
城東区 関目東	関目東老人憩の家	城東区関目 2-18-28
城東区 関目東	関目東集会所	城東区関目 2-4-21
城東区 董	董憩の家	城東区古市 3-1-48
城東区 董	すみれ会館	城東区古市 2-1-49
城東区 榎並	榎並福祉会館	城東区野江 2-11-5
城東区 成育	成育コミュニティホール・憩の家	城東区成育 1-6-19
城東区 成育	成育北集会所	城東区成育 5-22-18
鶴見区 緑	緑会館（緑ふれあいの家）	鶴見区緑 3-3-3
鶴見区 鶴見北	鶴見北公民館	鶴見区鶴見 5-6-37
鶴見区 鶴見	鶴見公民館	鶴見区鶴見 2-5-41
鶴見区 榎本	榎本福祉会館	鶴見区今津中 1-9-32
鶴見区 今津	今津福祉会館	鶴見区今津南 3-3-17
鶴見区 茨田南	茨田南福祉会館	鶴見区諸口 2-4-36
鶴見区 茨田	茨田福祉会館	鶴見区中茶屋 1-1-41
鶴見区 茨田東	茨田東福祉会館	鶴見区茨田大宮 4-26-1
鶴見区 茨田北	茨田北福祉会館	鶴見区安田 4-2-12
鶴見区 焼野	焼野福祉会館	鶴見区焼野 1-南10-4
鶴見区 茨田西	茨田西社会福祉会館	鶴見区横堤 5-5-52
鶴見区 横堤	横堤福祉会館	鶴見区横堤 3-10-11
阿倍野区 高松	高松会館	阿倍野区天王寺町北 2-24-4
阿倍野区 常盤	常盤西会館	阿倍野区松崎町 1-2-50
阿倍野区 常盤	常盤東会館	阿倍野区天王寺町南 3-9-19
阿倍野区 常盤	常盤文化会館	阿倍野区阪南町 1-11-39

地域名	施設名称	所在地
阿倍野区 金塚	金塚ふれあい会館	阿倍野区旭町3-3-18
阿倍野区 文の里	文の里会館	阿倍野区昭和町1-6-6
阿倍野区 王子	王子福社会館	阿倍野区阿倍野筋4-7-17
阿倍野区 丸山	丸山文化センター	阿倍野区阿倍野筋4-19-110
阿倍野区 長池	西田辺会館	阿倍野区西田辺町2-1-7
阿倍野区 長池	長池連合会館	阿倍野区长池町19-1
阿倍野区 長池	桃ヶ池会館	阿倍野区桃ヶ池町1-3-8
阿倍野区 晴明丘	晴明丘南会館（晴明丘南老人憩の家）	阿倍野区北島2-11-24
阿倍野区 晴明丘	晴明丘会館	阿倍野区北島1-18-4
阿倍野区 阿倍野	阿倍野連合会館・老人憩の家	阿倍野区阪南町2-13-29
阿倍野区 阪南	阪南連合会館	阿倍野区阪南町5-12-24
住之江区 安立	安立南老人憩の家	住之江区安立4-11-3
住之江区 安立	安立連合町会福社会館	住之江区安立2-8-22
住之江区 安立	西住之江1・2丁目北町会会館老人憩の家	住之江区西住之江1-3-26
住之江区 安立	安立第2福社会館	住之江区西住之江2-16-4
住之江区 敷津浦	敷津浦福社会館	住之江区南加賀屋4-13-19
住之江区 敷津浦	御崎南公園福社会館	住之江区御崎7-3-20
住之江区 敷津浦	敷津浦北老人憩の家	住之江区北島2-4-1
住之江区 敷津浦	北島会館	住之江区北島3-17-11
住之江区 住之江	浜口福社会館老人憩の家	住之江区浜口西2-3-14
住之江区 住之江	御崎北町会館老人憩の家	住之江区御崎1-6-24
住之江区 住之江	御崎福社会館	住之江区御崎4-1-12
住之江区 住吉川	住吉川東部社会福社会館老人憩の家	住之江区東加賀屋4-7-27
住之江区 住吉川	住吉川文化会館	住之江区東加賀屋4-7-27
住之江区 住吉川	住吉川社会福社会館	住之江区西加賀屋4-3-30
住之江区 加賀屋	加賀屋北会館	住之江区北加賀屋5-6-46
住之江区 加賀屋	北加賀屋東部福社会館老人憩の家	住之江区北加賀屋1-5-28
住之江区 加賀屋	北加賀屋西部福社会館	住之江区北加賀屋4-1-41
住之江区 加賀屋東	加賀屋東地域集会所（加賀屋福祉センター）	住之江区東加賀屋2-14-16
住之江区 粉浜	粉浜福社会館	住吉区東粉浜2-24-19
住之江区 粉浜	粉浜南西部老人憩の家	住之江区浜口西1-8-31
住之江区 粉浜	粉浜中央福社会館	住之江区粉浜2-9-14
住之江区 新北島	新北島南公園福社会館	住之江区新北島2-3-17
住之江区 新北島	新北島会館	住之江区新北島5-3-33
住之江区 平林	南港東老人憩の家	住之江区南港東1-6-4
住之江区 平林	平林福社会館	住之江区平林南2-10-30
住之江区 南港緑	南港緑公園福社会館	住之江区南港中2-6-27
住之江区 海の町	海の町福社会館	住之江区南港中3-6-33

地域名	施設名称	所在地
住之江区 花の町	花の町福祉会館	住之江区南港中5-3-16
住之江区 太陽の町	太陽福祉会館	住之江区南港中4-5-6
住之江区 清江	清江福祉会館	住之江区浜口西3-3-35
住吉区 墨江	墨江福祉会館	住吉区墨江4-15-22
住吉区 墨江	墨江北福祉会館	住吉区上住吉2-11-28
住吉区 清水丘	清水丘会館・老人憩の家	住吉区清水丘1-21-15
住吉区 遠里小野	遠里小野老人憩の家	住吉区遠里小野7-5-3
住吉区 遠里小野	遠里小野会館	住吉区遠里小野1-11-28
住吉区 東粉浜	東粉浜会館・老人憩の家	住吉区東粉浜2-24-16
住吉区 住吉	万領会館・老人憩の家	住吉区万代東4-1-27
住吉区 住吉	住吉コミュニティ会館・老人憩の家	住吉区住吉1-7-30
住吉区 長居	長居社会福祉協議会老人憩の家	住吉区長居西1-8-11
住吉区 長居	東長居社会福祉会館老人憩の家	住吉区長居東1-14-14
住吉区 長居	長居連合会館	住吉区長居4-4-28
住吉区 南住吉	南住吉連合沢之町会館	住吉区南住吉3-15-43
住吉区 南住吉	南住吉悠翔会館	住吉区南住吉3-5-31
住吉区 依羅	依羅コミュニティ会館	住吉区我孫子5-2-40
住吉区 依羅	我孫子町会館	住吉区我孫子4-3-1
住吉区 山之内	和会館・老人憩の家	住吉区山之内4-3-13
住吉区 苅田	苅田北福祉会館・老人憩の家	住吉区苅田3-2-24
住吉区 苅田南	苅田南老人憩の家	住吉区苅田9-1-14
住吉区 苅田南	庭井会館	住吉区庭井1-13-31
住吉区 苅田北	苅北地域コミュニティ会館・老人憩の家	住吉区苅田2-3-1
東住吉区 育和	社会福祉法人今川学園老人憩の家	東住吉区今川3-5-8
東住吉区 育和	育和社会福祉会館・老人憩の家	東住吉区杭全2-11-14
東住吉区 育和	うるし堤会館	東住吉区今川1-1-14
東住吉区 桑津	桑津会館・老人憩の家	東住吉区桑津5-14-21
東住吉区 桑津	桑津中央会館・老人憩の家	東住吉区桑津3-6-1
東住吉区 北田辺	北田辺会館・老人憩の家	東住吉区北田辺1-8-4
東住吉区 北田辺	北田辺第2老人憩の家	東住吉区北田辺6-11-4
東住吉区 北田辺	北田辺文化会館	東住吉区山坂1-4-3
東住吉区 田辺	田辺会館	東住吉区田辺6-1-27
東住吉区 田辺	田辺中央会館	東住吉区田辺2-11-8
東住吉区 東田辺	東田辺会館・老人憩の家	東住吉区駒川4-10-5
東住吉区 東田辺	駒川文化センター	東住吉区駒川3-26-1
東住吉区 南田辺	南田辺会館・老人憩の家	東住吉区南田辺1-10-32
東住吉区 南百済	南百済会館・老人憩の家	東住吉区針中野4-12-39
東住吉区 湯里	湯里社会福祉会館・老人憩の家	東住吉区湯里5-7-3

地域名	施設名称	所在地
東住吉区 鷹合	鷹合会館・老人憩の家	東住吉区鷹合 4-1-3
東住吉区 鷹合	鷹合西会館・老人憩の家	東住吉区鷹合 3-2-20
東住吉区 今川	今川福社会館・老人憩の家	東住吉区今川 4-23-7
東住吉区 今川	今川地域振興センター・老人憩の家	東住吉区西今川 3-6-7
東住吉区 矢田北	矢田北会館・老人憩の家	東住吉区照ヶ丘矢田 1-13-16
東住吉区 矢田東	住道矢田福社会館・老人憩の家	東住吉区住道矢田 9-1-5
東住吉区 矢田中	矢田中福社会館・老人憩の家	東住吉区矢田 4-10-6
東住吉区 矢田中	枯木南会館	東住吉区矢田 7-6-36
東住吉区 矢田中	矢田中ひまわり会館・老人憩の家	東住吉区矢田 3-8-7
東住吉区 矢田西	枯木会館老人憩の家	東住吉区公園南矢田 4-22-10
東住吉区 矢田西	公園南会館・老人憩の家	東住吉区公園南矢田 2-2-21
東住吉区 矢田西	山邑会館老人憩の家	東住吉区公園南矢田 3-10-30
東住吉区 矢田西	東住吉区南部文化コミュニティセンター	東住吉区公園南矢田 3-18-8
平野区 平野	平野老人憩の家	平野区平野宮町 2-2-24
平野区 平野	平野公園老人憩の家	平野区平野東 2-11-4
平野区 平野	平野連合会館	平野区平野上町 2-5-22
平野区 平野西	平野西老人憩の家	平野区西脇 1-20-9
平野区 平野西	平野西センター	平野区背戸口 5-2-17
平野区 平野西	平野西会館	平野区平野本町 1-10-12
平野区 新平野西	新平野西コミュニティ会館・老人憩の家	平野区背戸口 3-3-12
平野区 平野南	平野南会館・老人憩の家	平野区平野南 3-11-53
平野区 喜連	喜連地域集会所	平野区喜連 7-6-13
平野区 喜連西	喜連西地域集会所・老人憩の家	平野区喜連西 3-3-6
平野区 喜連西	喜連西コミュニティ会館	平野区喜連西 1-10-36
平野区 喜連東	喜連東地域集会所・老人憩の家	平野区喜連東 3-6-41
平野区 喜連東	喜連東コミュニティ会館	平野区喜連東 4-5-30
平野区 喜連北	喜連北地域集会所・老人憩の家	平野区喜連 1-8-18
平野区 長吉東部	長吉東部地域集会所・老人憩の家	平野区长吉六反 5-10-19
平野区 長吉六反	六反会館・老人憩の家	平野区长吉六反 2-10-15
平野区 長吉六反東		
平野区 長原東	長吉南老人憩の家	平野区长吉長原東 2-8-25
平野区 長吉川辺	長吉川辺憩の家	平野区长吉川辺 1-4-38
平野区 長吉長原	長吉長原老人憩の家	平野区长吉長原 3-9-10
平野区 長吉出戸	長吉出戸地域集会所	平野区长吉出戸 2-5-2
平野区 長吉出戸	長吉出戸老人憩の家	平野区长吉出戸 1-11-19
平野区 長吉出戸	東出戸会館	平野区长吉出戸 6-8-17
平野区 長吉出戸	西出戸老人憩の家	平野区长吉出戸 5-3-23
平野区 瓜破	瓜破地域集会所・老人憩の家	平野区瓜破 7-2-7

地域名	施設名称	所在地
平野区 瓜破	瓜破南地域集会所・老人憩の家	平野区瓜破南 2-4-123
平野区 瓜破西	瓜破西地域集会所・老人憩の家	平野区瓜破 6-2-6
平野区 瓜破東	瓜破東憩の家	平野区瓜破東 2-4-4
平野区 瓜破北	瓜破北老人憩の家	平野区瓜破西 1-5-25
平野区 加美	加美正北老人憩の家	平野区加美北 6-15-25
平野区 加美	加美老人憩の家	平野区加美東 2-9-3
平野区 加美	加美地域集会所	平野区加美東 1-6-9
平野区 加美	加美連合会館	平野区加美正覚寺 3-3-25
平野区 加美南部	加美南集会所・老人憩の家	平野区加美南 5-1-26
平野区 加美南部	鞍作公園集会所・老人憩の家	平野区加美南 1-11-20
平野区 加美北	加美北憩の家	平野区加美北 8-14-7
平野区 加美北	加美北地域集会所	平野区加美北 2-5-35
平野区 加美北	加美北会館	平野区加美北 5-9-20
平野区 加美東	加美東老人憩の家	平野区加美東 5-7-13
平野区 加美東	加美東地域集会所	平野区加美東 6-3-41
西成区 弘治	弘治会館・老人憩の家	西成区鶴見橋 1-5-9
西成区 長橋	長橋老人憩の家	西成区南開 2-4-22
西成区 長橋	長橋集会所	西成区長橋 1-13-1
西成区 長橋	出城老人憩の家	西成区出城 2-2-10
西成区 萩之茶屋	太子会館・老人憩いの家	西成区太子 1-8-12
西成区 萩之茶屋	はぎ会館老人憩の家	西成区萩之茶屋 1-7-12
西成区 今宮	今宮老人憩の家	西成区天下茶屋北 1-5-17
西成区 今宮	今宮社会福祉会館	西成区天下茶屋東 1-32-19
西成区 今宮	三日路老人憩の家	西成区天下茶屋北 2-8-11
西成区 橘	橘コミュニティセンター	西成区松 1-8-11
西成区 橘	たちばな会館	西成区花園南 2-9-28
西成区 梅南	梅南集会所・老人憩の家	西成区松 3-2-35
西成区 松之宮	松之宮ホール	西成区鶴見橋 3-3-2
西成区 玉出	玉出西公園会館・老人憩の家	西成区玉出西 1-8-19
西成区 岸里	岸里会館・老人憩の家	西成区岸里 3-4-9
西成区 岸里	岸里福祉会館	西成区岸里 3-2-2
西成区 千本	千本会館老人憩の家	西成区千本南 2-11-21
西成区 千本	千本福祉会館・老人憩の家	西成区千本北 2-12-1
西成区 津守	津守集会所	西成区津守 3-5-28
西成区 津守	津守老人憩の家	西成区津守 1-13-37
西成区 南津守	南津守会館老人憩の家	西成区南津守 6-3-69
西成区 南津守	南津守福祉会館	西成区南津守 4-1-33
西成区 北津守	北津守連合集会所	西成区北津守 2-3-11

地域名	施設名称	所在地
西成区 北津守	北津守わかくさ公園老人憩の家	西成区北津守4-12-10
西成区 北津守	北津守老人憩の家	西成区北津守3-8-8
西成区 山王	山王老人憩の家	西成区山王2-10-17
西成区 山王	山王集会所	西成区山王2-10-24
西成区 飛田	飛田ふれあい会館	西成区山王3-12-13
西成区 天下茶屋	天下茶屋会館・老人憩の家	西成区天下茶屋東2-1-29

別表2 耐用年数

木造 (W造)	26年
鉄骨造 (S造)	45年
鉄筋コンクリート造 (RC造) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)	65年

別表2-2 大阪市公有財産台帳等処理要領「別表3 耐用年数表」に定める年数

木造 (W造)	22年
鉄骨造 (S造)	34年
鉄筋コンクリート造 (RC造) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC造)	47年

別表3 未設置地域

地域名
北区 菅南
北区 梅田東
北区 曾根崎
北区 大淀西
北区 中之島
中央区 集英
中央区 北大江
平野区 長吉六反東

別表4 狭小な施設しかない地域

地域名	施設名称	所在地
北区 北野	北野老人憩の家	北区神山町15-12
平野区 喜連	喜連地域集会所	平野区喜連7-6-13
平野区 長原東	長吉南老人憩の家	平野区長吉長原東2-8-25